



登録の撤回および停止手順

第三者認証は厳しい基準または仕様への適合が要求される。PJRの認証が、高い信頼性と顧客からの支持を維持するために、許可されていない活動に対応する効果的なシステムがなければならない。本手順は、第三者審査での登録の有効性の維持に努めながら、違反者と目された者が公正に取り扱われる方法を規定する。

登録の撤回および停止手順

1 一般

- 1.1 目的： 登録の撤回および／または停止のための手順を規定する。
 1.2 適用範囲： PJRの審査登録活動すべて。

2 参考文書：関連手順、定義、書類

- 2.1 ISO/IEC 17021 シリーズ 最新版
 2.2 『品質マニュアル』（PJR-1）
 2.3 『定款』（PJR-0）：条項8
 2.4 『異議申し立て手順』（PRO-10）
 2.5 『認証手順』（PRO-1）
 2.6 R2実施規範
 2.7 AS9104/1、最新版
 2.8 ISO/IEC TS 27006-2

3 責任

- 3.1 プログラム／認定マネージャー（PAM）および／またはその被指名人が、この手順が効果的に実施されるということに対し、責任を負う。審査ロジスティクス・スーパーバイザー（ALS）（日本では、審査プログラムアシスタント（APA）および認証管理担当者）が警告、一時停止、撤回を通知するレターを送付し、適用するセクター別のデータベース所有者に認証状態の変更を通知する責任を負う。

4 禁止行為

- 4.1 禁止行為には F-3tc マネジメントシステム認証業務委託契約書の違反、改ざん、詐欺、許容できる是正処置を期限通りに提出しないこと、必要な審査のスケジュールリング不履行、利害関係者からの重大で正当な苦情、その他 PJR のプログラム管理者だけが判断した状況が含まれるが、これらに限定されない。産業セクターによっては、認証状態の変更の保証に対する違反について追加要求事項を文書化している。これらの追加要求事項は本手順書に含まれている。
- 4.2 R2v3 固有の禁止行為
 CB は契約上、事務手続き上、またはパフォーマンス上の理由で、R2 施設の認証の一時停止を検討しなければならない。そのR2 施設のこの一時停止のレビューは、文書にし、R2 施設の認証文書に含まなければならない。規定された基準に基づき一時停止にしていない根拠を、文書にしなければならない。潜在的な一時停止の開始には、以下の基準を用いるものとする。
- 4.2.1 違法な輸入または輸出
 - 4.2.2 繰り返される不適合
 - 4.2.3 1審査につき 5件以上の重大不適合
 - 4.2.4 審査員または下流ベンダーを欺くための、機器および／または材料の種類および状態の記述の改ざんならびに不当表示
 - 4.2.5 甚だしい環境、衛生安全上の違反による、会社に対する規制措置の確定または和解
 - 4.2.6 取引、機器、材料の隠ぺいまたは除外、あるいは審査員、CB、SERI に対する他の形の不正
 - 4.2.7 テストされていない機器のエンドユーザーへの販売
 - 4.2.8 組織の協力施設の R2 認証および状態の虚偽表示
 - 4.2.9 SERI の苦情に対する修正および／または是正処置を提供できない
 - 4.2.10 必要かつ有効な QEHS（該当する場合）登録証を保持していない
 - 4.2.11 年次サーベイランス審査をスケジュールリングできない
 - 4.2.12 SERI のライセンス料の未払いおよび／またはd SERI ライセンスを維持できない
 - 4.2.13 事業所の閉鎖、R2適用範囲の活動停止、またはR2 適用範囲の活動／プロセス

- もしくは業務の R2 登録証に記載されていない住所への移転
- 4.2.14 施設移転、名称変更またはスキーム変更に対する審査を変更の施行日から60日以内に実施できない

5 許容可能な是正処置を提出できない場合

5.1 PJR の審査全般 (R2v3、FSSC、航空宇宙の審査以外)

- 5.1.1 顧客は、審査最終日から30日（米国では60日）以内に許容できる是正処置を審査員に提出しなければならない。主任審査員が容認可能な是正処置を受領し、審査最終日から75日目までに審査サポートアシスタント (ASA) に提出できない場合、ASA は、PJView で「75 日の期限超過」イベントと記録することで、この問題を提起する。
- 5.1.2 審査チームリーダーは顧客および審査員と60日目まで協力する。(米国にない文言) プログラム & 認定マネージャーに指名された者は、顧客に電子メールで警告レターを送付する。この警告メールにより、顧客は容認可能な是正処置対応を30日以内に提出することになる。メールは、顧客が容認可能な是正処置を提出できない場合認証の一時停止となることを、警告する。
- 5.1.3 審査後 105日前後までに許容できる是正処置が受領されていない場合、APA (米国ではプログラム & 認定マネージャーに指名された者) は顧客の認証を一時停止にする。顧客は、一時停止レターによりこの一時停止が通知される。レターは、顧客が 30日以内に容認できる是正処置対応を提出できない場合、認証が撤回されることを通知する。
- 5.1.4 許容できる是正処置が審査後 135日前後になってもまだ受領されていない場合、その顧客の登録証は撤回される。顧客には、レターで認証の撤回を通知する。
- 5.1.5 ステージ2審査: PJRが審査最終日から6ヵ月以内に重大不適合に対する是正処置の実施を検証することができない（あるいは、軽微不適合に対する是正処置計画を受け入れられない）場合、顧客はステージ2を繰り返すよう求められる。
- 5.1.6 再認証審査: PJRが認証の有効期限日から6ヵ月以内に重大不適合に対する是正処置の実施を検証することができない（あるいは、軽微不適合に対する是正処置計画を受け入れられない）場合、顧客はステージ2を繰り返すよう求められる。
- 5.1.7 プログラムおよび認定マネージャーまたは他のセクター固有のプログラムマネージャーだけが、このプロセスの逸脱を承認できる。注記: 5.1.6 および 5.1.7 に記載されている6ヵ月ルールの逸脱は許されない。プログラムおよび認定マネージャーは、顧客を直ちに一時停止にし、警告レターで付与されている30 日の 猶予期間を延長する権利を保持する。

5.2 PJR の航空宇宙の審査について

- 5.2.1 顧客は、審査最終日から30日目までに、審査員に許容できる是正処置計画を提出しなければならない。主任審査員がこの期限までに許容できる是正処置計画を受領していない場合、主任審査員はASAに通知する。ASA はプログラム&認定連絡担当者連絡し、その担当者は一時停止のレターをOASIS データベースで更新されている依頼者に送付する。（注: この状況で顧客の一時停止の権限があるのは、PJR の航空宇宙技術委員会である）
- 5.2.2 ASA は、すべての不適合について、審査終了日から 60日後に主任審査員から封じ込め/修正の証拠を受領しなければならない。この証拠が受領されない場合ASAは、航空宇宙のプログラムマネージャーに通知する。航空宇宙のプログラムマネージャーまたは航空宇宙認定マネージャー（米国版にはない）は、その顧客を一時停止にすべきかどうか、判断する。一時停止が決定された場合、航空宇宙のプログラムマネージャーまたは航空宇宙認定マネージャーは、PJRのOASIS データ管理者ならびに審査ロジスティクス・スーパーバイザー (米国ではプログラム & 認定調整役) に、60日以内に適合を再確立できなかった場合の航空宇宙一時停止通知レターを送付するよう、通知する。組織は、レターの日付から 30日以内に適合を再確立した、という証拠を提出しなければならない。容認できる証拠を受け取らなかった場合、組織の認証は撤回される。プログラム & 認定調整役は、OASIS データベースで

も顧客を一時停止にする。

5.2.3 組織はそれでも、上の5.1項に従って、容認できる是正処置（根本原因および是正処置）の証拠を提出しなければならない。

5.2.4 何らかの理由で PJR が既存の登録証の有効期限の前に、新しい航空宇宙の登録証を発行できない場合、その既存の登録証は有効期限の1日前に撤回されなければならない。

5.3 FSSC 22000 審査について

5.3.1 次の4つの基準が適用される。

a) CB は、顧客が重大不適合の解消に適用される期限内（適用される期限については、附属書 III 参照）にスキーム要求事項への適合を確立し維持することができない、またはその意思がないという証拠がある場合、認証を一時停止しなければならない。

b) CB は、顧客が認証維持に重要な意味を持つ危機的な不適合解消に適用される期限内（適用される期限については、附属書 III 参照）にスキーム要求事項への適合を確立し維持することができない、またはその意思がないという証拠がある場合、認証を撤回しなければならない。

c) CB が、顧客の認証範囲は顧客の適合する能力を超えている、という証拠をもっている場合、CB はその能力に応じ認証範囲を縮小することができる。

d) 重大事故（災害、パンデミックなど）の発生により、暦年に 1 回のサーベイランス審査実施できなかった場合、認証を一時停止しなければならない。（ただし、FSSC22000 財団により特例として認められた場合は一時停止にはならない）

e) 認証組織が非通知審査への参加を拒否した場合、認証は参加拒否の日から 3 週間以内に、直ちに一時停止とならなければならない。CB は、拒否による一時停止の日から 6 カ月以内に非通知審査が実施されない場合、認証を撤回しなければならない。

5.3.2 含まれる例

a) 組織の認証されているマネジメントシステムが、マネジメントシステムの有効性に対する要求事項を含むスキーム要求事項を常に、または著しく適合していない。

b) 消費者の健康に影響する製品の安全性に対する、差し迫ったリスク

c) 被認証組織が、必要な頻度でサーベイランスまたは再認証審査が実施されることを許可しない。

d) 被認証組織が自主的に一時停止を要請している。

5.3.3 一時停止、撤回、適用範囲縮小に対する処置

5.3.4 撤回または一時停止の場合、組織のマネジメントシステム認証は無効である。CB は、以下を行わなければならない。

a) 直ちに FSSC 22000 データベースおよび CB 独自の被認証組織登録簿における被認証組織の状態を変更し、適切と思われる他の処置を取る。

b) 撤回または一時停止の決断を下し、その決断が確定してから 3 日以内に、組織にその決定を文書で通知する。

c) 該当する場合、広告、製品ラベルといったさまざまな伝達の形を通じて顧客に通知するための適切なステップを、組織に指示する。

5.3.5 適用範囲縮小の場合、組織のマネジメントシステム認証は、改訂された認証範囲の記述を超える範囲で無効である。CB は、以下を行わなければならない。

a) 直ちに FSSC 22000 データベースおよび CB 独自の被認証組織登録簿における被認証組織の適用範囲を変更し、適切と思われる他の処置を取る。

b) 審査または他の介入の最終日および決定が確定した日から 3 日以内に、組織に適用範囲の変更を文書で通知する。

c) 該当する場合、広告、製品ラベルといったさまざまな伝達の形を通じて顧客に通知するための適切なステップを、組織に指示する。

5.4 R2v3 について

5.4.1 ステージ 1 および 2 審査からのものを除くすべての重大不適合および軽微不

適合に対しCB は、指摘から 60 日以内に修正の計画、根本原因、および是正処置を受け取る。組織がCB に対し60 日以内に容認できる回答を提出できない場合、組織の登録証は一時停止にしなければならない。

- 5.4.2 認証機関の審査で発行された、ステージ 1 および 2 審査からのものを除くすべての重大不適合および軽微不適合の修正の証拠は、発行から 60日以内に CB に提出されなければならない。組織が不適合の発行から 60日以内に修正の証拠を提出できない場合は、組織の登録証を一時停止にしなければならない。
- 5.4.3 CB は、ステージ 1 および 2 審査からのものを除く、発行日から 90日以内には是正処置の実施および有効性を検証しなければならない。是正処置が有効でない場合、R2 施設の登録証を一時停止にしなければならない。
- 5.4.4 審査パッケージの承認または認証の決定の前に、ステージ 1 および 2 審査からのものを除くすべての軽微／重大不適合に対する是正処置の実施および有効性を検証するため、CB は 90日以内にリビジットを実施しなければならない。リビジットは実地でも遠隔でもよい。
 - 5.4.4.1 注：ステージ 1 の不適合、特別審査の不適合、年次サーベイランスプロセス外で出された不適合に対してリビジットは必要ではなく、それは審査員／CB の裁量による。
 - 5.4.4.2 特別審査の不適合は、審査終了日から6 カ月以内に終結されなければならない。
 - 5.4.4.3 通常の審査プロセス外で出された不適合は、発行から90 日以内に終結されなければならない。
 - 5.4.4.4 ステージ 1 および 2 の不適合の期限は規定されていないが、登録証はステージ 1 最終日から8 カ月以内に発行されなければならない。
 - 5.5.5.5 リビジットはサーベイランスまたは再認証審査から6 カ月以内でなければならない。要求通りにリビジットが実施できない場合、認証の一時停止になる。

5.5 ISMSクラウドセキュリティ認証について

- 5.5.1 ISMSクラウドセキュリティ認証の基となるJIS Q 27001認証が一時停止、取り消しまたは範囲の縮小が発生した場合、ISMSクラウドセキュリティ認証も同様の処置をとらなければならない。

5.6 ISO/IEC 27701 (PIMS) について 「日本では該当しない」

- 5.6.1 ベースとなる ISO/IEC 27001 登録証が一時停止、撤回、もしくは適用範囲 (ISO/IEC 27701 の認証範囲を含む) が縮小されている場合、PJR は、ISO/IEC 27701 を一時停止、撤回、もしくは認証範囲を縮小しなければならない。

6 スケジューリング不履行

- 6.1 ステージ2 の認証決定後のANS1を除く、PJRのすべての審査のスケジューリング不履行
 - 6.1.1 組織が求められている期限 (審査基準日) までに審査のスケジューリングをしていない場合、CR はスケジューリング不履行の通知書式 (F-157) を、期限から 25日目に認証管理部門、ALS、営業担当者に送付する。組織が必要な審査をスケジューリングしないことが事前に分かっている場合、不履行の通知をもっと早く送付してもよい。
 - 6.1.1.2 イタリアのみ：以下に規定されている期限を超える場合、認証は一時停止となる。
サーベイランス審査は認証の更新年を除き、少なくとも年に一度は実施しなければならない。
初回認証後の最初のサーベイランス審査は、認証決定日から最大 12 カ月以内に実施しなければならない。
初回認証後 2 回目のサーベイランス審査は、認証決定日 (どんな場合でも基準暦年内) から 27 カ月以内に実施しなければならない。
認証更新後の最初および2番目のサーベイランス審査は、遅くとも認証期限 (どんな場合でも基準暦年内) からそれぞれ21カ月および9 カ月前に実施

することができる。

- 6.1.2 顧客が審査期限を 30日過ぎてもまだスケジュールリングしていない場合、顧客の認証は一時停止になる。プログラム管理者には、例外的な状況で一時停止しないと決定する権限がある。
 - 6.1.3 一時停止の期間は最長で6ヵ月である。審査は、一時停止の決定日から6ヵ月以内に行わなければならない。(注: 6ヵ月の一時停止期間は、例えば1暦年に一度審査を行わなければならないという要求事項、または認証の期限が6ヵ月の一時停止期間より前に来る、といった状況によって短縮することができる) 審査がスケジュールリングされている場合、CR は ALS に通知しなければならない。
 - 6.1.4 一時停止中割り当てられた6ヵ月以内に (または認証の有効期限内、または暦年度末までに) 必要なスケジュールリングも審査も行われない場合、認証は撤回される。
 - 6.1.5 顧客が別の認証機関への移転を求めているために、必要なスケジュールリングも審査も行われない場合、1暦年に一度審査を行わなければならないという要求事項が満たされていることを実証する証拠がある限り、PJRは移行プロセスを促進するため、認証を一時停止にすることはしない。
 - 6.1.6 顧客が認証継続の意思はないが、要求事項が許す限り登録証を有効なものにしたいと希望する場合でも、1暦年に一度の審査という要求事項は満たされなければならない。暦年が終了し、顧客が審査を行っていない場合、認証は暦年度末、認証の実際の有効期限日前に、取り消される。
 - 6.1.7 (日本では非該当) 顧客が複数の規格を有しており、1 つの規格を取り下げる場合、取り下げる規格に対して解約ファイル (F-186) が開始されなければならない。
 - 6.1.8 (日本では非該当) キャンセルされたが、まだ再スケジュールリングされていない審査を特定するため、キャンセル審査レポートが月1回 (前月分を翌月16日に) 出される。このレポートを調整するために、スケジュールリングスーパーバイザー、インターナショナルクライアントサービスマネージャー、およびアドミニストレイティブスーパーバイザーからなる部門横断的なチームが毎月会合する。
- 6.2 ステージ2 認証決定後のANS1のスケジュールリング不履行
- 6.2.1 初回の年次サーベイランス (ANS1) が施行日から1年以内に行われない場合、顧客の認証は即時有効の一時停止となる。審査がスケジュールリングされている場合、CR は ALS (日本では認証管理担当者) に通知しなければならない。
 - 6.2.2 審査の実施期限を 30日過ぎても顧客が審査を行っていない場合、顧客の認証は撤回される。(注: 1暦年に一度の審査の要求事項は、それでも満たされなければならない)
 - 6.2.3 PJR のプログラム管理者には、顧客の認証が撤回されないかどうか判断する権限がある。

7 自主的な一時停止

- 7.1 顧客は、自主的に一時停止を要請することができる。最長の一時停止期間は6ヵ月である (注: 1暦年に一度の審査の要求事項は、それでも満たされなければならない)。一時停止を解除するには、工数が最認証審査に等しい特別審査が必要であり、新たな3年の登録証の発行とはならない。

8 即時一時停止または撤回

- 8.1 状況によって、組織の認証は即時一時停止または撤回される場合がある。このような状況には、以下が含まれる。
 - 8.1.1 認定機関によるPJRの認定の一部または全面的な撤回。この場合、当該認定機関と特別な取り決めがなされない限り、組織の認証は撤回される。
 - 8.1.2 顧客がデータ／証拠を捏造した。この場合、セクター固有の規則で即時撤回を求められない限り、組織の認証は一時停止となる。顧客へは、異議申し立てへの変更が与えられる。異議申し立てがなされない場合、認証は撤回される。
 - 8.1.3 PJR審査チームに立ち会う目的で、認定機関および／または規格のライセンス供与

機関によって選択される審査の拒否。顧客の認証は、顧客が立会審査に合意することを期待して、まず一時停止となる。合意しない場合、認証は撤回される。

8.1.4 顧客または他の利害関係者からの客観的証拠により裏付けられている場合、組織の業績不振。組織の認証は、PJR が調査を完了するまで一時停止となる。調査終了時に組織の認証の一時停止解除、もしくは撤回となる。

8.1.5 PJRの審査員に対する内部の立会人の同行の拒否。組織の認証は、一時停止となる。

8.1.6 1年に1度の審査活動の証拠がない。組織の認証は、一時停止となる。組織には審査実施のため1カ月が与えられる。審査が実施されない場合、認証は撤回される。

8.1.7 提供された認証サービスに対する支払いを怠ること。認証はまず一時停止となり、その後支払いがない場合は撤回となる。

8.1.8 **R2v3** について：SERI は、R2 施設からライセンス／支払期限までに支払いを受け取っていない場合、認証機関（CB）に通知する。CB は、SERI から通知を受けたら R2 登録証を一時停止にしなければならない。CB が通知を受けた日とその発効日となる。R2 施設名は、一時停止の期間中 SERI のディレクトリから削除される。30日以内にライセンス料を SERI に支払い、ライセンスに署名しなければ、R2 施設の認証を撤回しなければならない。

8.1.9 **R2v3** について：立ち入り検査は、SERI またはその指名を受けた者により、非通知または通知で実施される R2 施設の評価である。SERI の品質管理プログラムおよび認可されている R2 認証組織との合意の一環として、SERI は、R2 認証施設の立ち入り検査を定期的の実施することができる。立ち入り検査は、品質管理プログラムの一環として適合性を検証する前向きな方法であり、常に苦情や懸念への対応というわけではない。検査から懸念が生じた場合、それは R2 施設の CB に通知される。CB は、その苦情プロセスを通じ懸念事項を管理し、CB により出された不適合を検証し終結する責任を持つ。特定された不適合の数と重大性に基づき、R2 登録証および／または R2 認証施設との合意書の一時停止または取り消しまでの、適切な措置が取られる。

8.1.10 **R2v3** について：判定委員会による認証の継続の承認の後、新しい登録証または更新した登録証が必要な場合、組織に最終的な登録証が発行されるまで 5 日ある。組織は、すべての料金が支払われていることを確実にしなければならない。5 日目の時点で未払いの料金がある場合は、登録証を SERI のデータベースに提出し、直ちに一時停止にしなければならない。請求書が組織に発行された日付を使って、一時停止期間を決定しなければならない。

8.1.11 **R2v3** について：欺く意図を持った、以下の不正行為に対し、R2 施設の認証を撤回しなければならない。

8.1.11.1 記録および文書の改ざん

8.1.11.2 情報を伏せること

8.1.11.3 規制当局による強制措置を開示しない

9 R2V3 スキームにおける施設移転、名称変更、スキームの変更

9.1 組織は、施設移転、名称変更、スキーム構造の変更の前に PJR に通知する。スケジューラー（日本ではCR）は、F-157を起票する。F-157 には、施行日および他の必要な情報／証拠を記載する。F-157 は、Amendments（該当する場合）および R2changes@pjr.com（変更の施行日から60日以内に審査を実施できない場合、一時停止の開始責任者である Client Services Associate/Document および Data Control を含む）に送られる。

9.2 Client Services Associate/Document および Data Control は、スケジューラーが期限に気付くように、プロセス終了日をG-Alert としてPJView に入力する。

9.3 変更の施行日から6 カ月以内に改訂された登録証を発行できない場合、R2 登録証を撤回する必要がある。

10 顧客への通知方法

10.1 警告、一時停止、撤回のレターは顧客に配達証明郵便または同等の追跡可能な方法で送付される。

10.2 イタリアの顧客にとって、配達証明付電子メールは受け入れ可能な方法である。

- 10.3 メキシコおよびカナダの顧客に対しては、警告、一時停止、撤回の通知はまず開封確認要求付電子メールで送付される。それから、配達証明郵便でも手紙が送付される。
- 10.4 OASISデータベース、IATFデータベース、QuestForumへの更新担当者は、月次解約ファイルレポートの内容をデータベースにうつす。担当者は、このレポートを使用して、撤回または取り消された認証がそれぞれのデータベースに反映されることを確実にする。

11 異議申し立て手順

- 11.1 登録組織には、あらゆる認証状態の変更に對し異議を申し立てる権利がある。異議申し立て手順（PRO-10）に従うこと。

12 一般への通知

- 12.1 PJRは要請に応じて、組織の一時停止／撤回／取り消しの状態を公開する。組織は、認証の一時停止／撤回／取り消しの状態について組織の顧客に適時に通知するという、産業固有および／または契約上の要求事項を順守する責任を有する。
- 12.1.1 R2 および R2v3 認証については、一時停止の状態をPJR Webサイトに反映させなければならない。SERIに一時停止の決定の5日以内に通知しなければならない。審査ロジスティクスマネージャー（ALM）または被指名者は、これをSERIにEメールにより通知しなければならない。
- 12.1.2 R2 および R2v3 認証については、撤回の状態をPJR Webサイトに反映させなければならない。SERIに撤回の決定の5日以内に通知しなければならない。審査ロジスティクスマネージャー（ALM）または被指名者は、これを SERI に電子メールにより通知しなければならない。
- 12.1.3 AS91XX 認証については、認証状態の変更から14暦日以内に OASIS データベースを更新する。

13 認証の回復

- 13.1 顧客が一時停止の状況を修正した場合、PJR は自社の顧客管理システム PJView においてその顧客の認証を回復し、認証の状態を「認証済み」に戻し、適用可能なセクター固有のデータベースを更新して変更された状態を反映させ、顧客に通知する。
- 13.2 撤回後に認証を回復するためには、顧客は新たに登録審査を受けなければならない。PAM は、この例外に当たるケースについては、すべて承認しなければならない。
この場合、過去に撤回された登録証は改訂される。
- 改訂日は認証の回復の決定日と一致しなければならない
 - 認証の無効期間（撤回日から回復日まで経過した期間）を示す文言がなければならない。
 - 残りの期間は撤回された登録証に記載された期間と同じになる。
- 13.3 R2v3 について：CB は、R2 施設が修正または是正処置の実施の証拠を提出し、それが本 COPに従って有効と検証されて初めて、R2 施設の R2 認証を回復させなければならない。あるいは、施設移転の場合は、新しい住所を記載した登録証の改訂版の発行と同時に、登録証の一時停止は解除される。CB は SERI に、認証の回復を通知しなければならない。